

農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱

制定	平成 24 年(2012 年) 6 月 13 日付け滋農政第 436 号	滋賀県農政水産部長通知
最終改正	令和 4 年(2022 年) 4 月 1 日付け滋地農第 173 号	滋賀県農政水産部長通知

(趣旨)

第 1 条 知事は、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策実施要綱」という。）別表の 1 に掲げる事業および農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知。以下「人材力強化実施要綱」という。）別表の 1 に掲げる事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（以下「基金」という。）および市町に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業および補助率等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業、経費および補助率等は別表の定めるところによる。

(交付申請)

第 3 条 基金および市町は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第 3 条に規定する補助金交付申請書を別記様式（様式第 1 号）により知事に提出し、その添付書類および提出部数は、次のとおりとする。

(1) 添付書類

収支予算書（様式第 1-1 号）を添付するものとする。

(2) 提出部数

正副 2 部

2 前項の申請者のうち、第 2 条で規定する別表の 3 の経営発展支援金を申請する市町は、申請書の提出に当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない間接補助事業者に係る部分については、この限りでない。

(申請の取下げ)

第 4 条 規則第 7 条第 1 項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 7 日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(事業変更の承認)

第 5 条 規則第 6 条の規定により補助金の交付決定通知を受けた基金および市町は、規則第 3 条の規定により提出した書類の記載事項について重要な変更（補助事業の中止もしくは廃止を含む。）をしようとするときは、補助金交付変更承認申請書を別記様式（様式第 2 号）により提出

し、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第6条 基金および市町は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由または補助事業の遂行が困難となった理由および補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実施状況の報告)

第7条 規則第10条の規定による報告は、別記様式(様式第3号)により、補助金の交付決定のあった年度の12月15日までに提出するものとする。

2 前項に規定する時期のほか、知事は、事業の円滑な進行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第8条 基金および市町は、補助事業が完了したときは規則第12条に規定する実績報告書を別記様式(様式第4号)により、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日または補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとし、添付書類、提出部数は、次のとおりとする。

(1) 添付書類

収支精算書(様式第1-1号に準ずる)を添付するものとする。

(2) 提出部数

正副2部

2 前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項のただし書により交付申請をした市町は、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(事業の着手)

第9条 本事業については、原則として規則第6条の補助金の交付決定通知以降に実施した取組を対象とするが、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する場合は、緊急対策実施要綱別記1第8の2(3)および人材力強化実施要綱別記1第6の2(3)の計画の承認後、その理由を具体的に明記した農業次世代人材投資事業交付決定前着手届(様式第5号)を知事に提出するものとする。

2 前項により交付決定前に事業に着手する場合、基金および市町は交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

(概算払)

第10条 規則第15条の規定による概算払によって補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)により知事に請求するものとする。

(補助金の返還)

第11条 規則第17条に定めるもののほか、第3条第2項のただし書により交付申請をした市町は、第8条の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第8条第2項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(別記様

式第7号)により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、またはない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年の6月10日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(書類の保存)

第12条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第13条 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、同規則第3条の規定による申請があった日から起算して60日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第14条 基金および市町は、第3条の規定に基づく交付の申請、第4条の規定に基づく申請の取下げ、第5条の規定に基づく事業変更の申請、第6条の規定に基づく事業遅延の届出、第7条の規定に基づく状況報告、第8条の規定に基づく実績報告、第9条の規定に基づく交付決定前着手届の提出、第10条の規定に基づく概算払請求または第11条の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則 (平成24年(2012年)6月13日付け滋農政第436号)

この要綱は、平成24年6月13日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

付 則 (平成25年(2013年)4月1日付け滋地農第33号)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。
- 2 この通知による改正前の経営開始型青年就農給付金支給事務補助金交付要綱に基づき実施された事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 3 この通知の施行に伴い、準備型青年就農給付金給付要綱(平成24年(2012年)8月1日付け滋農政第543号滋賀県農政水産部長通知)は廃止する。
- 4 3に掲げる通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則 (平成25年(2013年)7月3日付け滋地農第139号)

- 1 この要綱は、平成25年7月3日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。
- 2 この通知による改正前の青年就農給付金支給事務補助金交付要綱に基づき実施された事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則 (平成26年(2014年)4月1日付け滋地農第139号)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の青年就農給付金支給事務補助金交付要綱に基づき実施された事業

については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則（平成 27 年(2015 年) 2 月 3 日付け滋地農第 29 号)

- 1 この要綱は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の青年就農給付金支給事務補助金交付要綱に基づき実施された事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則（平成 29 年(2017 年) 4 月 3 日付け滋地農第 174 号)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行し、平成 29 年度の補助金から適用する。
- 2 この通知による改正前の青年就農給付金支給事務補助金交付要綱に基づき実施された事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則（平成 31 年(2019 年) 4 月 4 日付け滋地農第 119 号)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 4 日から施行し、平成 31 年度の補助金から適用する。
- 2 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱に基づき実施された事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則（令和 3 年(2021 年) 4 月 1 日付け滋地農第 191 号)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の補助金から適用する。
- 2 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱に基づき実施された事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則（令和 4 年(2022 年) 4 月 1 日付け滋地農第 173 号)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度の補助金から適用する。
- 2 この通知による改正前の農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の同要綱第 3 条第 2 項、第 8 条第 2 項、第 11 条および第 14 条ならびに別紙様式第 7 号については、この通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

別 表 (第2条)

補助の対象となる経費	補助率	重要な変更
<p>1 経営開始型農業次世代人材投資資金 市町が人材力強化実施要綱別表の1のイの資金を交付するのに要する経費</p> <p>2 市町推進事業費 市町が人材力強化実施要綱別記1の第7に掲げる推進事業を実施するのに要する経費</p> <p>3 経営発展支援金 市町が人材力強化実施要綱別表の1のウの支援金を交付するのに要する経費</p> <p>4 新規就農促進研修支援事業 基金が緊急対策実施要綱別表の1の資金を交付するのに要する経費</p> <p>5 基金推進事業費 基金が緊急対策実施要綱別記1の第9に掲げる推進事業を実施するのに要する経費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p>	<p>1～5の経費の増加</p> <p>1、3および4の経費の30%を超える減</p>

様式第1号（第3条関係）

〇〇年度農業次世代人材投資事業費補助金交付申請書

番 年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

住所
名称
代表者

〇〇年度において、農業次世代人材投資事業費補助金について 円を交付されるよう滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて提出します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

発行責任者・担当者

氏名：（法人にあっては発行責任者

および担当者の氏名）

連絡先：

様式第1—1号（第3条関係）

収支予算（精算）書(〇〇年度)

1. 事業の目的
2. 事業の内容
3. 経費の配分
6. 添付書類（1）のとおり

区 分	総事業費	補助事業に要する（要した）経費 (a+b)	内 訳		備考
			県補助金 (a)	その他 (b)	
経営開始型農業次世代人材投資資金					
市町推進事業費					
経営発展支援金					
新規就農促進研修支援事業					
基金推進事業費					
合 計					

4. 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5. 農業次世代人材投資事業費補助金収支予算（精算）書

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
経営開始型農業次世代人材投資資金					
市町推進事業費					

経営発展支援金					
新規就農促進研修支援事業					
基金推進事業費					
合計					

6. 添付書類

(1) 【別表の1～3に掲げる経費】

市町村農業次世代人材投資事業計画〔※収支精算書の場合は「市町村農業次世代人材投資事業実績報告」〕の写し（人材力強化実施要綱別紙様式第25号）

【別表の4～5に掲げる経費】

新規就農促進研修支援事業交付計画〔※収支精算書の場合は「新規就農促進研修支援事業交付実績報告」〕の写し（緊急対策実施要綱別紙様式第22号）

(注) 1 市町村農業次世代人材投資事業計画ならびに新規就農促進研修支援事業交付計画を変更した場合は、変更後の計画の写しを添付する。

(2) 本補助金の交付に関する規程または要綱

(3) 実績報告においては下記の書類を添付する。

ア 資金を交付したことを証する書類（払込内容がわかるもの等）

イ 【新規就農促進研修支援事業】 研修実施申請書（緊急対策実施要綱別紙様式第24号）の承認内容の写し

ウ 【経営開始型農業次世代人材投資資金】 農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書（人材力強化実施要綱別紙様式第19号）の承認内容の写しおよび添付書類の写し

【新規就農促進研修支援事業】 農業次世代人材投資資金（準備型）交付申請書（人材力強化実施要綱別紙様式第3号）の承認内容の写しおよび添付書類の写し

エ 経営発展支援金の交付申請の承認内容の写しおよび実績報告の写し（別紙様式第2号別添8）

様式第2号（第5条関係）

〇〇年度農業次世代人材投資事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

住所
名称
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった〇〇年度農業次世代人材投資事業費補助金について、下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱第5条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の理由
- 2 変更（中止、廃止）の内容

（注）

- 1 記載事項ごとに補助金交付申請書の様式第1-1号により変更計画を黒字で作成し、上段に（ ）書きで当初計画を記載すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇年度農業次世代人材投資事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書」を「〇〇年度農業次世代人材投資事業費補助金の変更および追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱第5条の規定により承認されたく申請します。」を「下記のとおり変更したいので、農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金 円を追加交付されたく申請します。」とする。

発行責任者・担当者

氏名：（法人にあっては発行責任者

および担当者の氏名）

連絡先：

様式第3号（第7条関係）

〇〇年度農業次世代人材投資事業費補助金遂行実施状況報告書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

住所
名称
代表者

〇〇年度農業次世代人材投資事業費補助金遂行の実施状況について、農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況（12月1日時点）

区分	計画事業費 A	出来高 事業費 B	進捗度 B/A ×100	残高事業費		備考
				C=A-B	Cのうち、3月末 までの執行見込額	
経営開始型農業次 世代人材投資資金	円	円	%	円	円	
市町推進事業費	円	円	%	円	円	
経営発展支援金	円	円	%	円	円	
新規就農促進研修 支援事業	円	円	%	円	円	
基金推進事業費	円	円	%	円	円	

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

発行責任者・担当者

氏名：（法人にあっては発行責任者

および担当者の氏名）

連絡先：

様式第4号（第8条関係）

〇〇年度農業次世代人材投資事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

住所
名称
代表者

年 月 日付け滋 第 号で、交付の決定の通知があった農業次世代人材投資事業費補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

発行責任者・担当者

氏名：（法人にあつては発行責任者

および担当者の氏名）

連絡先：

様式第5号（第9条関係）

農業次世代人材投資事業費補助金交付決定前着手届

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

住所
名称
代表者

交付計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了解願います。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は交付主体が負担するものとする。
2. 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと

別 添

補助金名	事業費		着手予定	完了予定	理 由
		うち国費	年月日	年月日	
農業次世代人材投資事業費補助金			年 月 日	年 月 日	

発行責任者・担当者

氏名：（法人にあっては発行責任者
および担当者の氏名）

連絡先：

様式第6号（第10条関係）

〇〇年度農業次世代人材投資事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

住所
名称
代表者

年 月 日付け滋 第 号で、交付決定通知があった〇〇年度農業次世代人材投資事業費補助金について、別紙により金 円を概算払により交付されるよう請求します。

発行責任者・担当者

氏名：（法人にあつては発行責任者
および担当者の氏名）

連絡先：

別紙

(単位：千円)

内 訳	事業費 A	出来高（事業費ベース）			既受領額 E	今回請求額 F	残 額 G=A-(E+F)	備 考
		月 日現在 執行済み額 B	月 日現在 執行(見込み)額 C	比 較 D=C-A				
事業費	経営開始型農業次世代人材投資資金							
	市町推進事業費							
	経営発展支援金							
	新規就農促進研修支援事業							
	基金推進事業費							
合 計								
補助金ベース (補助率：定額)								
率	100%							

別記様式第7号（第11条関係）

年度農業次世代人材投資事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

番 年 月 日 号

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
名称
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった〇〇年度農業次世代人材投資事業費補助金について、農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|------------------------------------------------------------|---|---|
| 1 滋賀県補助金等交付規則第13条に基づく補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) その他参考となる資料を添付すること。

発行責任者・担当者

氏名：(法人にあっては発行責任者
および担当者の氏名)

連絡先：